

平成 27 年度第 7 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 28 年 (2016 年) 3 月 14 日 (月) 13 : 30 ~ 16 : 30

2 場 所 長野県庁 西庁舎 303、304 号室

3 内 容

○ 議事

(1) 諏訪市四賀ソーラー事業 (仮称) に係る環境影響評価方法書について

(2) 長野県環境影響評価技術指針マニュアルの改正について

(3) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫

大 窪 久 美 子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

陸 齊

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者)

中 村 雅 彦

5 欠席委員 (五十音順、敬称略)

佐 藤 利 幸

野 見 山 哲 夫

山 室 真 澄

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成27年度第7回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。佐藤委員、野見山委員及び新たに委員に就任いただいた山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいています。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、ご面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

本日は、新たに技術委員が委嘱されてから最初の委員会ですので、議事に入ります前に、まず委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長が決まるまでの間、林環境政策課長が会の進行をさせていただきます。

事務局
林
(県環境政策課)

環境政策課長の林雅孝と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、新たな委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長が決まるまでの間、私が会の進行をさせていただきます。

委員長の選出につきましては、長野県環境影響評価条例第36条第1項の規定により委員の互選によることになっていますが、いかが取りはからいましょうか。

梅崎委員、お願いいたします。

梅崎委員

片谷委員が適任だと思います。引き続き、委員長を引き受けていただければいかがでしょうか。

事務局
林

ありがとうございます。

ただいま、梅崎委員から片谷委員を委員長にとの推薦がございました。

他にございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、片谷委員に委員長をお願いするという事でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、片谷委員に委員長をお願いしたいと思います。

片谷委員、委員長席へお願いいたします。

それでは、片谷新委員長からごあいさつをいただき、引き続き、会の進行をお願いいたします。

片谷委員長

御指名をいただきました、片谷です。本日御出席の皆様は全員、前期から継続の委員の皆様ですから、改めて御挨拶することはありませんが、審議すべき案件は引き続き続いています。かなりの頻度で会議を開かないと十分な審議が出来ない状況にあるようです。今期もスピーディーでかつ、内容的に的確な審議を進めたいと思っています。委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、技術委員会の運営に関しまして、条例第36条第3項の規定により、委員長が代理者を指名することになっていきますので、代理者を指名したいと思います。

中村寛志委員をお願いしたいと思います。中村寛志委員、いかがでしょうか。

中村寛志委員

承知しました。

片谷委員長

それでは、委員長職務代理者を中村寛志委員をお願いしたいと思います。

では早速、議事に入らせていただきます。本日の議事ですが、次第にありますように前回から継続の「諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書」の審議

と「長野県技術指針マニュアルの改正」についての2件が予定されています。議事の進行や会議の資料等について、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)の「諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価方法書」について、前回に引き続きまして審議をお願いします。最初に前回委員会における審議で後日回答とされた部分及び前回委員会以降に追加いただいた御意見に対する見解と、主な県関係機関の意見に対する事業者の見解を事業者の説明いただきます。続いて、関係市長の意見と、方法書に対する住民意見の概要を事務局から説明した後、議論をお願いし、概ね15時30分までには議事(1)の審議を終了し、休憩を挟んで議事(2)の審議に移る予定としています。

議事(2)の「長野県環境影響評価技術指針マニュアルの改正」については、配慮書手続の導入に係る技術指針マニュアルの改正部分と、生態系の項目に係る改正部分を事務局から説明した後、御議論をいただき、概ね16時30分には会議を終了する予定としています。

次に本日の会議資料でございますが、会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1～5を配布させていただきます。

資料1は、諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る方法書について、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加いただいた御意見に対する事業者の見解をまとめたものであり、補足説明のため、併せて別紙1～3が用意されています。

資料2は、諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る方法書について、主な県関係機関の意見とそれに対する事業者の見解です。

資料3は、関係市である諏訪市長と茅野市長からの環境保全の見地からの意見です。

資料4は、3月4日までの期間で事業者が受付け、3月7日付けで事業者から写しが提出された住民等からの環境保全の見地からの意見の概要です。

資料5は、議事(2)で技術指針マニュアルの改正で御説明する平成28年10月1日施行の技術指針を踏まえて、配慮書手続について記載を追加した技術指針マニュアルの総論部分の修正案になります。

資料6は、技術指針マニュアルの生態系部分について、事後調査の定量的な手法について、参考資料を巻末に追加したのになります。

委員限りの資料として、希少種の具体的な生息情報が記載されている「メガソーラー発電事業に伴う環境調査(予備調査)報告書」を配布させていただいております。こちらは非公開の資料になりますので取扱いには御留意願います。

また、議事のその他で説明する予定の「東京中部間直流幹線(仮称)新設工事事業 環境影響調査方法書」を配布させていただきます。

なお、新たな任期の委嘱状についても机の上に配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。手元の資料は揃っていますか。議事の途中でも不足等にお気付きの場合は申し出ください。

それでは早速、議事(1)に入らせていただきます。「諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価方法書について」です。事業者の皆様方は本日も御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。では、事業者から資料1及び資料2の説明をお願いします。資料1については、前回の議論済みの事項も含まれていますので、事後回答がある部分に限定して御説明をお願いいたします。

事業者
森田
(株Loop)

株式会社 Loop の森田と申します。御提出している資料 1 の「事業者の説明、見解等要旨」に事後回答が記載されている項目が、前回審議で持ち帰り、検討をした項目です。こちらの事後回答を一つ一つ説明すると時間を要しますので、資料をご確認いただいているという前提でお話をさせていただきます。

事後回答が記載されている項目のうち、No.2、3、4、5、6、7、8、9、21 については盛土の設計に係る御指摘となっておりますが、盛土計画を含めた設計内容については現在、協議中のステイタスとなっており、こちらに記載してある内容は確定内容ではありませんが、現在協議を行っている設計内容を設計案として記載させていただきました。いずれの項目も御指摘をいただいた内容を踏まえて、今後、関係機関と協議をしていく考えであることを記載させていただきました。

また、盛土計画そのものに対する御指摘も出ていますので、8 番の事後回答に記載のとおり、現地調査結果を踏まえ盛土の実施場所、施工方法について改めて検討するとともに、近隣にて建設残土を適正に利用できる場所についてその有無を調査し、搬出の可能性についても検討していこうと考えています。

そして 10、11 番については、盛土の御指摘ではありませんが、設計に係る御指摘となっており、こちらについても先ほど御説明した項目同様、協議中のステイタスという前提で現在の協議中の設計案を記載させていただきました。こちらについても、御指摘いただいた内容を踏まえて今後、関係機関と協議していく考えです。

以上が事業計画区分項目の事業者の説明、見解等要旨の御説明となります。

コンサルタント
永翁
(株環境アセスメントセンター)

環境アセスメントセンターの永翁と申します。よろしくお願いたします。

生活環境項目に関する事、そして自然環境に関する事について、いくつか御質問を受けており、それに対する見解をこちらに記載させていただきました。簡単に説明をさせていただきます。

まず、公害関係の御質問ですが、番号で言うと 14、15、16 になります。測定の地点についての御指摘、御質問になります。こちらについては、別紙 1 をご確認ください。基本的に御指摘のとおり、騒音、振動、大気の調査を同じ地点で実施する形で検討をさせていただきましたので、御確認いただきたいと思います。この中で、一番北側の場所が追加した地点になります。青い星印が四季調査を行ないますので、その都度、気象観測を同時に実施する地点です。中ほどの赤い星印が通年気象を実施する地点です。このような形で地点配置を考えました。

続いて、水象について質問をいくつかお受けしています。番号は 18、19、20 になります。こちらは別紙 2 をご確認ください。水象の影響を受ける範囲については、まだ現地調査を実施していませんので、地形によっておおよその範囲を想定して括ったのが青い範囲になります。水象への影響の想定範囲という形で考えました。おおよそ、横河川の米沢辺りの合流地点を起点として集水域を囲ったような形になっています。水象の調査等はこの範囲を中心とした調査を実施していこうと考えています。計画地の中については、5 つある湿地の水位観測、流入流出の状況、そして計画地自体の水の出入りの状況を連続的に観測していこうと考えています。その他、周辺等の地下水の関連性を見るために、主成分水質分析を計画しています。具体的な地点については現地調査、本調査が始まってから踏査を行い、湧水、地下水等の調査が出来る場所を確認しながら具体的な地点を探っていきたいと考えていますが、現段階では御指摘を受け、以上のように考えています。

続いて、自然環境の調査の実施方法等について御質問を受けています。番号は 25、33 番になります。こちらについては、別紙 3 に「注目すべき動植物の調査計画概要」ということで、植物動物の注目種を中心として、どのような調査が現段階で考えられるのか整理をしています。これは、予備調査の結果や現在までの文献も含めて現状把握できている地形に基づいて調査計画を考えました。このような形で、現地で漏れがないような調査を実施したいと考えています。

その他、いくつか御指摘をいただいている内容がありますので、簡単に御説明します。

公害関係の話に戻りますが、例えば 17 番、塩田先生より公害関連については、目標との整合だけでなく環境緩和の観点からも考えること、と御指摘をいただいています。御指摘のとおり、このような形で評価を実施したいと考えています。

そして、21、22、23 番では、雨量強度等も含めて地形地質の関連でいくつか御質問を受けています。これについても、設計と重なる部分ではありますが、安全に留意した設計を今後、関係機関との調整の中で進めていきたいと考えています。

次に 27 番ですが、予備調査の話を少ししましたが、予備調査の結果についても示すように、との御指示を受けています。これについては、先ほど事務局からも御説明がありましたが、非公開資料という形で皆様に配布させていただきましたので、御確認いただきたいと思います。予備調査といいますが計画が固まる前の段階の現場の希少種を中心とした予備調査の結果となります。あくまで、本調査はこの方法書手続の後に実施いたします。予備調査は、霧ヶ峰をフィールドとしている地元の先生の監修を受けながら調査を実施しており、内容についてははっきりとしたものになっていると考えています。

次に今の話と関連いたしますが、32 番が動物の関係になります。地元の専門家の意見を良く聴くようにとの御意見もありましたので、地元の専門家の先生の監修を引き続き受けながら調査を実施していきたいと考えています。同時に中村雅彦先生より 29、30、31 番あたりになりますが、事例がそれほど無い中で調査を行ない予測・評価をしていくということだが十分考えて行うことと御指摘を受けていますので、今後も情報収集等に努め、適正な評価が出来るように考えていきます。また、開発に関しては、生息地の分断等にも観点を置きながら評価を行うようにと御指摘も受けていますが、こちらについても例えば、残置森林の残し方等の保全対策に絡めて、保全対策の検討、予測・評価等を実施していきたいと考えています。

次に 34、35 番のあたりに魚の関係でいくつか御意見をいただいています。これについても、現場で水生生物についての調査をしながら、特にヤマトイワナ等の注目すべき種の確認を留意した調査を実施し、必要に応じて保全対策としての魚道の設置等を検討していきたいと考えています。

最後の 37、38 番が、温室効果ガスと廃棄物についての御質問を受けています。こちらについて、火力発電量の低減効果を含め、ソーラー発電のメリットについても示したらどうかとお話をいただいています。準備書で十分検討をさせていただき事業のメリットについてもお示ししていきたいと考えています。そして、最後の廃棄物について再資源化について御指摘を受けていますが、こちらについても準備書で詳しい記載をさせていただければと考えています。簡単になりますが、以上です

事業者
森 田

続けて資料 2 の説明もさせていただきます。

事業計画区分にあたる項目番号 1、2、3 について御説明いたします。1 番については、先ほどの資料 1 と同様に現在の設計案を回答しています。こちらは今後の調査、手続の中で変更される可能性もありますが、現状、協議中の設計案として記載をさせていただきました。2 番については、御指摘事項を考慮の上、調査、準備書の作成を実施していきたい考えです。3 番については、チップ材に接合剤の使用が無いことと、盛土法面にチップ材を使用した例を回答として記載しています。

コンサルタント
永 翁

引き続き御説明いたします。自然環境の状況や水質の状況、動植物、文化財、景観について御質問をいただいています。それぞれ回答はこちらに示してあるとおりです。

先ほど資料 1 の方で説明させていただいた内容と多く重なる部分もあります。例えば、水象の関係の調査地点の考え方や影響範囲の考え方等の御質問を受けており、それについては資料 1 で示したとおりです。ただ、10 番のどのような流出の予測手法があるのか、という質問については、例えばタンクモデル等のモデルによる流出予測を想定しています。

動植物についても具体的にミズゴケ類、ヤマトイワナ、調査方法についても電気シヨ

ツッカーを使用した調査があるのではないかと、あるいはフサヒゲルリカミキリの生息の関係等、具体的な種名や調査の手法等の質問を受けています。これについても、御指摘のとおり、このような形で調査を実施することを考えています。

そして、最後の文化財の関係ですが、すでに計画地を中心に遺跡の存在が示唆されているということです。こちら、地元の教育委員会の御指導に従いながら、文化財保護法に則った適切な対応を図りながら進めていきたいと思っています。以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

ただいま、資料1と資料2について御説明をいただきました。さらに、資料3、4の説明を受けてから審議をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙波

資料3「諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に対する関係市長意見」をお願いいたします。こちらについては、アセス条例に基づき、県から関係市である諏訪市長、茅野市長に環境保全の見地からの意見を照会し、3月11日付けで回答がありました。資料3については、いただいた意見をそのまま記載した形ですが、次回の委員会ではそれぞれの意見に対する事業者からの見解をまとめたものを資料として提出する予定です。

まず、1番が諏訪市長からの意見になります。その他の指摘事項もありますが、それを除いて全部で36項目の意見をいただいています。本日は細かく御説明はいたしません、8番で「樹木の伐採によって地下水質の変化が考えられるので、地下水質を環境要素に加えるべきではないか」という御意見をいただいています。

次に2ページの13番で「触れ合い活動の場が非選定項目となっているが、近隣には国定公園が存在しており、事業地周辺を散策することも想定されるので対象とすべきではないか」という御意見をいただいています。

21番から26番にかけて、水質や水象に関していくつか御意見をいただいています。24番では、「表流水の動向だけでなく、計画地周辺の地下水流動経路、循環経路等も明らかにすべきではないか」という御意見をいただいています。

3ページの29番では「景観の調査についても事業面積が広大であるため、事業地より標高が高い地点での予測も行うべきではないか」という御意見、そして、30番では、霧ヶ峰高原での具体的な場所を示しての眺望についての御意見をいただいております。

4ページの35番では、諏訪市で所管する文化財の観点から埋蔵文化財の保護についての御意見をいくつかいただいています。

続いて、6ページから茅野市長からの意見になります。こちらは、その他の指摘事項を除いて31項目の御意見をいただいています。こちら、詳しく御説明はいたしません、1番の全般的事項（1）の中で「これまでも事業者より地元に対して説明会の開催など対応をしていただいているが、そのようなことを通じて住民の不安を払拭するために最大限の努力をしてほしい」という御意見、また、（2）では「住民説明会等で意見として多く出されている防災施設及び地下水、河川水、湧水に係る水量、水質に関することについて、重点化項目として対応してほしい」という御意見が出ています。

3番では災害の防止という観点で土砂災害のおそれ等についての十分な検討を求め、4番では地下水・湧水の保全ということで、特に茅野市の水源となっている大清水水源への影響についての調査を求める御意見をいただいています。

次に8ページでは、先ほどの諏訪市の意見と共通する部分がありますが「景観については山岳の地点の幅広い地点を追加していただきたい」ということ、8番では触れ合い活動の場として4地点ほど具体的な場を御意見として提案していただいています。

続いて、資料4をお願いいたします。こちらは、諏訪市四賀ソーラー事業に係る環境影響評価方法書に係る住民意見の概要になります。1番に記載がありますが、意見募集期間として平成28年1月20日から平成28年3月4日までの期間で意見募集を行い、住民の方から事業者へ提出をいただきました。意見の提出は全部で110人・団体から115件の御意見をいただいています。県に意見書の写しという形で提出いただいたものを、

本日は主な意見をまとめた形でお示しをしています。こちらについても、現在、事業者でそれぞれの意見を整理していただき、それに対する見解の作成をお願いしています。先ほどの関係市長の意見と同様に、次回の委員会までにはとりまとめて資料としてお示ししたいと考えていますので、本日は概要のみ説明をさせていただきます。

2番の主な意見として「事業計画地の河川が流れ込む茅野横河川では従来から氾濫が多かったので、降雨確率の想定とその妥当性、調整池容量の妥当性を明らかにしてほしい」ということ、「河川に盛土をする計画についての安全性や生態系の観点からの影響を明らかにしてほしい」ということ、「手作業で除草を行う計画になっているが、その詳細な計画を提示してほしい」ということ、「工事用車両の通行ルートについても一部通学路になっている部分もあるので、考慮して通行方法についても検討してほしい」ということ、「再生可能エネルギーの普及等の観点から事業に賛成する」という御意見もいただいています。

水質・水象については、先ほどの市長意見にもありましたが「水源として利用されている部分の湧水、地下水への影響について、しっかりと調査をしてほしい」ということ、動植物生態系について「ヤマネ」等に触れている御意見もありました。景観も「今より広い範囲で視認可能と思われる場所を調査地点に追加してほしい」ということ、文化財についても御意見をいただいている状況です。

本日の説明は以上になりますが、先ほど申し上げたとおり、今回は御意見に対する事業者の見解を含めて資料として提出したいと考えていますので、よろしくお願いたします。

片谷委員長

ありがとうございました。

資料3、4につきましては、これに対する事業者側の見解が次回までに出るそうですので、中身に関する議論が必要な事項については、また次回に具体的な内容について議論させていただきますが、今日の時点で御質問があれば資料3、4について御発言いただくことも可能ですので、適宜御判断ください。

それでは資料1から審議を進めてまいります。まず、資料1の話題が近い内容ごとに、まとめてみていきたいと思えます。前回御発言いただいて、その事後回答が出てきている部分については、御発言いただいた委員に御見解を伺いますが、それ以外の委員の方からも随時御発言いただいて結構ですのでよろしくお願いします。

まず、事業計画に関する御意見が1番から13番までありますが、これについて、事後回答が多く出ています。これについての御意見を承ります。梅崎委員お願いします。

梅崎委員

前回、9項目ほど質問をしまして、それに対して、事後回答ということで簡単に説明されていますが、全体的な回答として「今後、必要に応じて関係機関の指導を受け計画に反映したいと考えております。」と記載されております。その具体的な内容とその資料がどういう形でいつごろ出てくるかということをお教えください。

片谷委員長

関係機関とのスケジュールが確定していることはないと思いますが、今の時点で可能な範囲でお答えください。

事業者
森田

今後の調査を持って設計等、再度検討していく必要があると思っておりますので、そういった意味では早くても調査の後半、若しくは調査が終わってからということになるかと考えております。

片谷委員長

今、おっしゃった調査というのは現地調査のことですね。では、梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

本委員会とのスケジュールの兼ね合いについてお答えいただきたいのですが、要するに、その出てきた資料を我々委員が目を通して、意見を述べる機会がいつ頃になるのかをお聞きしたいのですが。

片谷委員長	これは事務局からお願いできますか。
事務局 仙波	今、現地調査の中で詳細を確定するとの話がございましたが、現地調査を踏まえて準備書が作成されることとなりますので、準備書の段階では、もう少し詳細な内容が示される中で、審査をお願いする形になります。
梅崎委員	そうすると、この方法書の議論の中ではまだ確定した回答は出てこないということになるのですか。
事務局 仙波	以前、事業者からも説明があったかと思いますが、この事業はまだ太陽光発電所がアクセス対象ではない頃からスタートしており、林地開発許可の事前協議が進められていたため、方法書の段階であっても、今まで資料としてお示しいただいた内容が出てきました。方法書の段階では稀なことであり、通常は準備書の段階でももう少し詳細なものが出てくると考えていただければと思います。
梅崎委員	分かりました。もう一つ、関係機関の指導を受けてとありますが、具体的な機関はどのようなところですか。
事業者 森田	現在も協議をしている段階ではありますが、地方事務所の林務課と建設事務所の指導を受けながら、その内容を反映しているところです。
梅崎委員	分かりました。そのことを踏まえて、事後回答に対する指摘をしたいと思います。 2～4番については後ほど皆さんの御見解を伺ってからということにして、5番についてです。水が盛土に入ると安全率が下がるということで、どのような安全率の取り方をされているかという質問に対して、8割水深の余裕高を確保して安全率が1.4であったという回答になっています。仮に10割水深の場合は安全率が1.8ということですが、これは0.8の間違いですか。
コンサルタント 池田 (株技術開発 コンサルタント)	今の安全率につきましては、水路の水深を断面の8割しかみていませんが、仮に全部の水路の断面を考えれば、1.8に増加するという説明です。
梅崎委員	分かりました。これは排水の割合の話ですね。私が質問したのは、安全率が1.0を切るときは盛土に水が何割入った時に起こるのかということです。計画では排水が完全にうまく行って、全く水が入らないときの安全率だと思いますが、何割ぐらい入ると安全率が1.0を切るのかを計算していただきたいというのが、こちらの質問の趣旨です。
コンサルタント 飯野 (株技術開発 コンサルタント)	前回梅崎委員から御指摘を受けて、盛土の安全率を通常の水位で検討しておりました、1.2に対して、2.0以上の安全率が出ておりました。実際に水位をシミュレーションでだいたい上げてみましたが、それによると約0.8まで下がります。しかし、実際の安全率は1.7や1.8です。ただし、水位を上げるだけでは正式な御回答にならないと思います。本来今後の許可をいただいた後の管理面で、実際に掘削した土を通常であれば盛土の試験をして、本来の安全率が出るかということだと思いますが、水位を上げた場合のシミュレーションでは今のところ安全率に問題はなかったという形です。
梅崎委員	0.8と実際の安全率の関係がよく分からないのですが。
コンサルタント	0.8というのは2割減という意味ですので、安全率は約1.8になります。1.2以上な

飯 野	<p>ので安全ではありませんが、水位が上がった場合には2割減で1.8程度になるというシミュレーション結果になりましたが、それだけでは答えにはならないと思いますので、今後の検討課題として検討し、設計の方に反映していきたいと思います。</p>
梅崎委員	<p>そうしたシミュレーションのデータもしっかり示していただいて、検討させてください。</p> <p>今は水が入った場合ということで静的な釣り合いになりますが、もう一つ懸念されるのは、土石流や表面浸食についてです。その安全性の検討はどのようになされているのでしょうか。</p>
コンサルタント 飯 野	<p>土石流について、今回、盛土の区間が縦断的に長く、水路の勾配は5%程度になります。この延長の長い区間に盛土を実施するため複数の埋設堰堤を計画しています。埋設堰堤は、盛土材料として良質な材料を使用します。盛土の安定を検討する上で最下流部分の法面に崩壊等が発生した場合、各埋設堰堤の崩壊に対する検討を連続的に実施しています。</p>
梅崎委員	<p>今おっしゃられたことについても流れをきちんと示していただいて、検討させてください。表面浸食についても同じようにやっていただければいいと思います。</p> <p>それから、U字溝や暗渠等について、耐久性が一番気になります。計画では水が抜けるようになっていきますけれども、目詰まりは起きると思います。その辺りはどのように考えていますか。</p>
コンサルタント 飯 野	<p>通常、高速道路やトンネル工事等の排水でも使用されている硬質性の塩ビ管等を使用した暗渠を検討しています。周りは単粒度砕石を使用して水の抜けを良くすることを考えています。しかし、経年変化ということで、約10%減の検討を一般的に行っています。それを見込んで、その割合以上を設計する数量として反映していきたいと思います。</p>
梅崎委員	<p>通常の管理も含めて少し検討していただきたいということです。資料3の茅野市長の意見でもありましたが、撤去後の影響ということで、事業が終了した時に盛土だけが残ります。その辺も含めてしっかりと検討していただきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>今の御指摘の大半は準備書段階で図書の中に記載していただく必要のある内容ですが、今のアセス制度では方法書に対する知事意見が出ると、次は準備書まで委員会が審議をする場がないため、方法書段階で準備書に盛り込むべき事項の指摘は多く出てきます。その辺は事業者サイドでも十分御理解いただいて、今後関係機関との協議を進められる際には、この委員会で出た指摘も意識しながら協議を進めていただくという対応をお願いしたいと思います。もちろん、あと1回方法書段階での審議はありますので、その時点までに概ね確定ができる部分については、追加の御説明をいただければよりよいと思います。基本は準備書で対応いただくものであると認識していただければと思います。</p>
事業者 森 田	<p>了解しました。</p>
片谷委員長	<p>では、この事業計画について他に御発言いただいている鈴木委員と富樫委員ですが、まずは鈴木委員どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>今の梅崎委員のお話しでもありました有孔管の目詰まりの件ですが、10%減で0.9と御回答いただいておりますが、経年的に10年ちょっとで目詰まりがかなり進んでいくこととなります。その場合は有孔管の交換等も考慮されているのでしょうか。</p>

コンサルタント
 飯 野 0.9 という数字は、浸透する率が通常であれば 100%であるものが、90%の浸透率に機能が減ってしまうということです。例えば暗渠が 100m 必要であれば、120ml にしたり、碎石の量を増やしたりなどして、工事を進めていくという考えになります。

鈴木委員 どちらにしてもいつかは目詰まりを起こすことになります。絶対に目詰まりを起こさないということはありませんか。

コンサルタント
 飯 野 そこには碎石が敷き詰められています。また、今回の場所の土質状況は、土地的に地質の状態がいい場所になります。良質な置換発生材を盛土の一番下の層や暗渠の周りの層には当然使用しなければなりません。最終的にそこには水みちとして碎石の層ができますので、砂利層と同じ状況と考えております。暗渠だけでは不完全になりますので、平面的にそういった暗渠層を設けたり、水平の排水層を追加したりする等によりカバーしていくことを考えています。

鈴木委員 それから、仮設堰堤については透水性のある堰堤なのでしょうか。

コンサルタント
 飯 野 そうです。排水性のある良質土ということで考えています。

鈴木委員 一般的には、盛土してしまえば自然の土よりも透水性は当然下がってしまうので、どうしてもこれは水が含むことが心配されます。水が流れなくなっていくと、当然土の中に水が含まれて動きやすくなってしまいますので、しっかりと考慮願いたいと思います。

それから、9番で御回答いただいた堆砂についてですが、工事中は4ヶ月ごとに浚渫を行うということですが、完了後についてはどうされるのかということと、それぞれのA、B、C、Dの調整池についての年間の堆砂量の記載がありますが、これは全て同じ条件で記載されているかと思えます。C調整池の上には盛土ができますので、普通の表面よりも浸食が起こりやすいのではないかと思います。そうなりますと、C調整池の堆砂量は多くなるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

コンサルタント
 池 田 調整池の堆砂につきましては、林地開発基準と長野県の防災調整基準の2つで検討しています。その2つで検討した上で値の大きい方を採用しています。まず、工事中では1ha 当たり 300 m³/年ごとに検討する旨の記載があります。工事中に関しては4ヶ月分を確保できる量は必要であるという内容になっていますので、300 m³/ha×事業地面積で量を計算しています。今回、パネルを設置するエリアは裸地扱いをしています。実際は木を伐採するのみで、切盛土造成をするわけではないので、想定するよりもかなり少ない量の土砂しかないと考えています。

工事後につきましては、林地開発の基準では3年分の堆砂量をカウントすることとなっています。先ほど申し上げましたパネルを設置する場所、盛土エリア等も含めて、この地域の取り扱いは裸地扱いではなくて、草地 (15 m³/ha/年) 扱いで良いということで協議をさせていただいております。その内容で3年分の量を計算させていただいております。工事中の一番大きな堆砂というのが、盛土のエリアを含めたパネルを設置する場所である裸地 300 m³/ha/年 (4ヶ月分) になります。それから、工事後につきましては、事業用地、パネル設置エリア、盛土エリアを含めまして、15 m³/ha/年 (3年分) で計算をさせていただいて、大きな堆砂量を採用した結果この値が出てきているということです。

鈴木委員 できた後の盛土の堆砂量は草地の 15 m³に該当するということがありますが、それは自然状態での草地の値であり、それとは異なるのではないかと思います。盛土したところの

土砂排出量のデータはないのでしょうか。同じとは思えませんが。

コンサルタント
池田

林地部分の堆砂量に関しては1 m³であり、草地は15 m³になります。裸地若しくは裸地に相当するものについては300 m³となります。今回、盛土エリアにつきましては緑化をする予定ですので、草地と同じ扱いとしております。

鈴木委員

緑化すると草地になるということだと、それ以上は水掛け論になってどうしようもないことなのだと思います。工事完了後について、調整池に土砂が計画以上堆積しているというようなことがあった場合には、工事完了後の浚渫ということはあり得るのでしょうか。

コンサルタント
池田

検討している年数ですと、工事完了後は3年分を確保しなければならないということになります。もしこの量が2年で満杯になるということであれば、その時点で浚渫をすることになります。また、C調整池以外は造成する場所がほとんどありませんので、満杯にならないようであれば、逆に浚渫が5年後になることもあります。

鈴木委員

3年で止めるということではないのですね。C調整池の上流部に盛土をするので、次々に埋まっていってしまえば堰堤の意味が無くなり、少しの降雨でも大量の水が出るのではないかと心配しているからお聞きしています。事業が終了した後も、調整池についてはそのまま残ります。その時にこのような危険なものがそこに存在し続けてもよいものかというのが心配です。

コンサルタント
池田

工事完了と言いますと、造成工事が終わってさらに2年程度パネルの工事等がございますので、その間は工事中ということで管理をし、緑化をするという前提で考えています。さらに早期緑化、堆砂量の計算などから管理はできるものと考えています。

片谷委員長

今の御指摘は供用後に、施設が廃止された後の懸念をおっしゃっています。準備書の段階では廃止計画まで書かれることはないかと思われませんが、例えば廃棄物の最終処分場等であれば、埋立完了後にどういう対策が必要になるかというのが書かれているのが普通です。そういう観点で言えば、何十年か先にこのメガソーラーが廃止されることがあった場合に、盛土した部分がどうなるのかといった配慮はしていただく必要はあります。条例や技術指針には記載はないと思いますが、盛土の安全性といった観点では無視はできない部分だと思います。それは、この委員会だけではなく、県の土木系の部署との協議の中で指摘が出てくると思いますので、事業者として可能な対応をしていただくことをお願いしておきたいと思います。鈴木委員よろしいですか。

では、富樫委員どうぞ。

富樫委員

8番の意見に対して回答をいただいています。今後の検討によって、対象地域外への搬出も検討するとなっておりますが、中ほどに記載されている自然環境への影響だけではなく、災害防止の観点からの見直しを申し上げます。適正に利用できる場所の有無を調査し、可能性についても検討するという書き方ですが、これでは少し検討だけはしてみますというようにも受取れます。盛土を計画地内の沢の中に作るか作らないかは非常に大きな計画変更になりますので、これは代替案ぐらいの形でしっかりと検討をしていただく必要があるのではないかと思います。

先ほど、土石流への影響をどう考えているかという質問に対してあまり明確な回答がありませんでしたが、上流側で土石流が起きれば排水経路は断たれますし、場合によっては盛土そのものが多少変形してしまえば、盛土内の排水経路も機能なくなります。自然環境ではなくて、下流側の人命にも関わる話ですので、想定外といったことが起こらないようにしっかりと検討いただきたいと思いますが、その点について見解を示していただければと思います。

事業者
森 田

現時点で代替案を示すことは難しいです。調整池、道路の掘削等で発生した建設残土をどこかに持っていかなければいけない訳ですが、今回、予備調査の段階から湿地の保全を最優先にしていたこともあって、現在の計画地に盛土をするという案をもっております。それ以外の案の検討となりますと、改めて、現地調査結果を踏まえて検討する必要がありますし、現時点で近隣において建設残土を利用できるような場所は、我々自身も把握できておりませんので、それについては一定の調査期間を持たないと、その可能性は判断できないところでございます。

片谷委員長

これは、事業計画自体が大きく変わる話です。現在、方法書の審議ですので、事業計画が固まっているということは普通ない訳で、現地調査をした上で事業計画にいろいろ変更が加わるのは他の審議案件でもよくあり、その点は許容範囲だと思えます。ただ、富樫委員が指摘されているのは、自然環境保全に偏っていて防災の観点が重視されていないのではないかという御指摘ですので、その点についての事業者の見解をお答えいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

事業者
森 田

回答に自然環境への影響を回避低減する観点からと記載させていただきましたが、御指摘のとおり災害防止の観点も必要だと考えております、仮に現在の計画案どおりに盛土を計画しなければいけないとなった場合においては、先ほど、各委員から御指摘いただいた点を考慮し、災害防止の観点からも適切な設計を行っていく考えでおります。

片谷委員長

もし、8番の事後回答に書かれている対象地域外への搬出という手段が選択された場合には、当然、環境影響も防災対策も全体が変わってくるはずですので、その場合は改めて、その場所で盛土をする前提で考えられているアセスの実施の計画自体も見直しをされるという認識でよろしいですね。

コンサルタント
永 翁

今、御指摘がありましたように今後の計画がどのようになるかに関わってくる問題かと思えます。計画に応じて調査、予測、評価の内容も対応していきたいと考えています。

片谷委員長

そういう場合には事務局と十分に協議をして、要するに方法書と準備書との間ではこの委員会で審議するタイミングが制度上はありません。資料を出していただければ審議できるのですが、制度上義務付けられていない訳で、ただ義務付けられていないから何もありませんでしたということにならないように、もし計画の大きな変更があった場合には事務局と十分協議して必要な対応をとっていただくということをお願いしておきたいということです。

コンサルタント
永 翁

分かりました。対応をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

片谷委員長

富樫委員いかがですか。

富樫委員

現状の仕組みの中ではそうしていただくのが限界かもしれませんが、今日の資料で近隣の市の意向としても防災に関しては非常に懸念が強いようですので、是非その辺を考慮して対応をしていただきたいと思います。

片谷委員長

市長意見に関しては、現在見解書を作成していただいていると伺っていますので、次回出される見解書では今の富樫委員の御指摘も考慮して、防災計画についての積極的な見解を是非示していただくようお願いしたいと思います。事業計画について、大窪委員からも御発言がありましたので、いかがでしょうか。12番ですね。

大窪委員	事後回答に示されているとおりの御対応をお願いしたいと思います。
片谷委員長	<p>ありがとうございます。では、事業計画に関する御発言をいただいた委員からは伺いましたけれども、他に何か事業計画全体に関わる追加の御質問等のご意見があれば承ります。なお、今日の審議の後まだ次回がありますので、追加の御意見をいただく機会があるという前提でお願いしたいと思います。では、全体の時間が限られておりますので、一旦次に進みます。</p> <p>次は大気、騒音、水について、調査地点や調査時期に関する御指摘が何人かの委員の方から出ておまして、それに対する事後回答が資料1と別紙1、2で出ております。これについてまず御発言いただいた委員に確認をしていただきたいと思います。鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>14番のご回答で、茅野市さんの観測場所が事業者の観測場所から200mということで地点的には問題がないのかと思います。ただ心配なのが、我々も一生懸命観測してもどうしても欠測が出ます。降水量は市長意見でもありましたし、この委員会でも常に降水量、浸透、流出ということが話題になっているように非常に大事な項目です。降水量については茅野市のデータを使うことになっていきましたが、残念ながらデータがとれなかったので評価できませんということで、相手の責任にされると非常に困ります。単価的にはそれほどでもないと思いますがいかがでしょうか。</p>
コンサルタント 永 翁	<p>茅野市さんのホームページを確認させていただく限りにおいては、何ヶ月に亘る大きな欠測というものはなく、きちんと調査がなされています。ただ、今御指摘の不測の事態も含めてということであれば、検討をさせていただきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>コストの問題もあるでしょうから、持ち帰って検討してください。</p>
鈴木委員	<p>大雨になると葉っぱとかいろいろなものが落ちて詰まることがあります。そういうことが心配です。</p>
コンサルタント 永 翁	<p>茅野市さんの観測の場所は考慮がなされて、開放的な場所に設置がなされているようでございます。</p>
鈴木委員	<p>20番の水象で、水位観測については月1回ということですが、私が言ったのは連続的に計っていれば、雨が降ったときの調整能について、現状ではどうで、木を切ってパネルを設置したときにはどうなるのかという比較ができることが大事ではないかということです。どう考えても、月1回の湿地での水位観測では湿地の調整機能について明らかにならないので、少なくとも湿地の水位観測については連続測定をお願いしたいという意味で申し上げたのですがいかがでしょうか。</p>
コンサルタント 永 翁	<p>別紙2で示させていただいている青い四角の場所が、御指摘を踏まえ、連続で表流水を確認しようと検討させていただいた地点となっております。今御発言があったのは各湿地ということですか。</p>
鈴木委員	<p>20番には湿地の調整池としての役割が大きいと書いていますが、湿地については月1回の測定ですね。</p>
コンサルタント 永 翁	<p>ここは月1回程度と考えておまして、計画地自体の流入流出については連続的に考えようと計画をさせていただきました。</p>
鈴木委員	<p>何回も申し上げますけれども、調整池としての役割であれば月1回ではおそらく駄目</p>

で、雨が降ったときにどうなるのかはとても分かりませんので、連続で是非お願いしたいということです。

コンサルタント
永 翁

調整池の出口の部分については、連続観測を行う予定です。

鈴木委員

20番では、調整池ではなく湿地と書いてあります。湿地の上流端と下流端、湿地の調整能とずっと湿地について申し上げています。私の発言は全て湿地に関してであり、調整池ではありません。

コンサルタント
永 翁

分かりました。それはまた検討させていただきます。

片谷委員長

計画地の一番下とか、一番上の流量を連続観測していただくという話は、別の御意見だったかと思います。それとは別に湿地がどれだけ調整池としての役割を果たせるかを見るためには、湿地の水位観測が連続的に行われる必要があるのではないかというのが20番の御意見です。つまり、湿地の水位が分かる調整池としての能力が分かる程度の測定が必要だという御指摘ですので、今回いただいた事後回答と資料2だけだと鈴木委員の御指摘には十分に沿ってないということになるかと思っておりますので、もう一度検討していただけますか。

コンサルタント
永 翁

分かりました。

鈴木委員

先ほど、市からの意見にもありましたが、水源として使用しているという情報がありました。地下水位の観測がほとんどありませんので、測定いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

文言についてですが、別紙2で「河川水の主成分分析、湧水の主成分分析」とありますが、主成分分析だと統計的な分析もあるので、「河川水の主要溶存成分の分析」と語句の修正をお願いします。

片谷委員長

次回、市長意見に対する事業者見解をいただくことになっておりますが、今日の段階で地下水位の測定について、見解が定まっていれば御発言をお願いします。

コンサルタント
永 翁

次回、併せて回答をさせていただければと思います。

片谷委員長

では、次回の見解書をお願いします。大気、水質、騒音等について、他の委員の御意見はいかがでしょうか。野見山委員は本日御欠席ですが、何か事前に御意見はありますか。

事務局
仙波

特にいただいておりません。

片谷委員長

御指摘のとおりの対応をとっていただいているので問題ないということですね。塩田委員も同じ御指摘ですがいかがですか。

塩田委員

16番も、15番と同じ見解ですので結構です。

17番ですが、事後回答のイメージがつかめません。環境に関する影響緩和の観点において、現状の環境との変化の程度に着目した評価とはどういうことでしょうか。例えば、

現状の環境騒音 35 dBIに対し、事業が行われた場合に 40 dBIになった、5dB大きくなったことについて何らかの評価を行うということを想定しているのでしょうか。

コンサルタント
永 翁

今、お話しなされた内容をイメージしています。

片谷委員長

現況調査の結果と比較して評価するということですね。環境基準はクリアするのが当たり前という前提で、現況との比較をメインにして評価をしますという回答だという理解でよろしいですね。

コンサルタント
永 翁

はい、両方の面から評価をしようと考えています。

片谷委員長

これは騒音に限らず、どれも同じ観点ですので是非そのようにお願いします。富樫委員も御発言いただいておりますが、いかがですか。

富樫委員

18 番について、別紙 2 という形で水象調査地点をお示しいただきました。見解の中ほどに方法書の 37 ページの図 2-2-8 を参照と書いてありますけれども、現況の把握で、周辺地域にこれだけの水源がある訳です。今回、隣接する市からも水源への影響ということに対して心配の意見が来ています。それに対して別紙 2 のような水象調査範囲を書くのであれば、この範囲から外れる水源に対してはこういう理由で影響範囲には当たらないということをまず示していただいた上で、この範囲を決めていただかないと理解は得られないのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

コンサルタント
永 翁

青で示している範囲は影響想定範囲という言い方をしています。調査範囲ではございません。先ほど、用語の使い方について御指摘を受けましたが、地下水の水質分析を周辺を含めてやってみようと考えています。例えば、大清水、北大塩あたりの湧水についても地下水の水質を調査してみて、計画地及びその周辺の地下水の比較をすることによってどの程度関連性があるのか、そういったことについても検討してみようと考えています。

富樫委員

水質を見ていただくのは結構ですが、それによって分かるのは関係しているかもしれない、していないかもしれないという程度です。ここで必要になっているのは、どの位影響するのかという影響の予測評価ですので、方法書の段階ではそのぐらいの判断でもいけるかもしれませんが、準備書を作る段階では、影響するのかもしれないのか、するとしたらどの程度影響するのかをきちんと示すことが求められる訳です。ですので、これでは調査の計画として不十分だということが一つです。また、水象への影響想定範囲であって、影響範囲ではないということで、どこまで影響するかということ想定するのであれば、この周辺の水源を想定した上で調査範囲をしかるべき検討によって絞り込むことはあり得ると思いますが、最初から想定を決めてしまって、その中でもしかしたら調査をするかもしれませんということではあまりにも不十分でないかと感じます。結論的に言いますと、既に方法書に周辺の水源地として示されている訳ですから、その周辺への影響があるのか、ないのかということをお慮した検討をした上で、範囲を絞り込んで、そこについてきちんと調査をしていただきたいということです。

別紙 2 に書いてありますが、成分分析と同位体分析とされる予定ですが、これによって何をされるのか、特に同位体分析で何を調べようと考えられているのか教えていただきたいと思います。

コンサルタント
永 翁

どれぐらいの標高に降った雨がどう出てくるのか、場所を調べられるのではないかと想定しています。別紙 2 の北大塩の辺りに黒い点線で囲んでいるところは、水源がある

ということを認識した上で、地下水の水質も含めた調査を検討していることを示しています。調査地点等も含めて十分かどうかについては、また検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

片谷委員長

方法書の 37 ページの図にある水源地ですが、別紙 2 の青い線でくくられたエリアの外でもまだ全く影響がないと言い切れないという認識で、青い線は地形から見てここより外はたぶん影響がないはずだけれども確認はするという意図だという理解でよろしいですか。

コンサルタント
永 翁

はい。そんな形で引いたものがございます。

片谷委員長

であるとすれば、今の富樫委員の御懸念は、半分くらいは解消しているように思えますが、いかがですか。

富樫委員

影響するかもしれないとした場合に、その影響予測をするためにはこの調査計画では無理だろうということです。一つは水質の面もありますけれども、水量の面で先ほど鈴木委員の方から連続観測ということがありましたが、水位については連続観測をしないと水収支のシミュレーションをしたとしても検証ができません。モデルが正しいのかどうか、現在の水位変化を再現できなければ、そのモデルを使って将来の水収支がどうなって、どのくらい影響が出るか検討をしようと思っても全くできません。少なくとも影響があるかもしれないという地点については、先ほどの湿原も含めて連続観測した上で、きちんと水収支の解析をしていただくようお願いいたします。

片谷委員長

連続観測については、先ほどの鈴木委員の御指摘に対して検討いただくことになっており、それと重複しますから、新たな御指摘ということではなくていいと思います。このエリアの外にある方法書の 37 ページの図の諏訪市が持っている水源は、当然諏訪市が測定をされているはずで、そのデータについては、市と既にやりとりをされていますか。

コンサルタント
永 翁

今後、考えております。

片谷委員長

市の水源であれば当然測っているはずですので、そのデータを借用して、影響がないであろうという推定を確認することは可能です。今、富樫委員の御指摘に出てきた水位の観測については、先ほどの鈴木委員の御指摘と重なるものですが、それと併せて次回までに御検討いただくということでお願いします。

鈴木委員

委員長いいですか。今の議論と関係しますが、今日お出しいただいた、別紙 2 の水色で困った水象への影響想定範囲というのは地形的な集水域です。基本的なことですが、地形的な集水域と地質的な集水域は異なります。地下水については地形的な集水域はあまり意味がありませんので、地質的な集水域を含めて是非御検討ください。

片谷委員長

次回出てくる見解を見せていただいてからですが、地元の市長が地下水についての検討を求めていますので、その検討を行うこととなれば、鈴木委員が指摘された地下と地表の集水域は違うという観点の検討も必要となってくると思います。その辺は御検討をいただいてもよろしいですか。

コンサルタント
永 翁

はい、分かりました。

片谷委員長 水象と関係するところで、中村寛志委員からも御発言いただいています。いかがですか。

中村寛志委員 19番に関して、水量を測定するポイントについては、別紙2で湿地の中とその前後ということで示していただきました。私が言いたかったのは、工事に着手したときに樹林を切りますので、湿地の中の湧水量がどのように変わるか、予測を示していただきたいということです。今、議論がありましたように、10年後にはこの湿地が調整池のようになり、植物の調査をしたら生態系が大きく変わってしまうことにもなりかねません。それをどのように予測評価して、保全措置をどうするか、学問的に難しいことですが、どのように準備書に記載されるかを教えてください。

片谷委員長 これから調査するので、準備書にどう書くかはこの場で回答できないと思いますが、何か今日の時点でコメントがあればお願いします。

コンサルタント 永 翁 湿地に関しての先ほどの御指摘とも関係する部分は検討いたしますが、湿地が将来どうなるかについては準備書で予測をしてお示しする内容になろうかと思います。

片谷委員長 湿地については非常に重要性が高い部分になりますので、湿地の水位の変動については、かなりウエイトが高い項目であるという認識で取り組んでいただくようお願いいたします。
次に、地形地質の関係で、梅崎委員が御発言になっていますがいかがですか。

梅崎委員 事業計画の項目で申し上げたことと重複しますので、しっかりと対応していただければ結構です。

片谷委員長 23番の大窪委員の御発言はいかがですか。

大窪委員 事後回答の中で気になるのは、盛土に緑化することです。「早期緑化」というのは必ずしも自然環境への影響が低減できる手法ではない場合もあるので、できるだけ自然復元、再生に配慮した緑化を検討していただきたいと思います。

片谷委員長 これは緑化計画に関することですから、準備書にしっかり記載していただくということでもよろしいでしょうか。

大窪委員 そうですね、お願いします。

片谷委員長 次に動植物、生態系に関する意見がたくさん出ていますので、順次見てまいりたいと思います。特に、本日委員限りの新しい資料が出てまいりましたので、御確認いただいた範囲でお気づきの点等ありましたら御発言いただきたいと思います。大窪委員どうぞ。

大窪委員 25番について別紙3を示していただきました。調査の予定月が4月、5月、7月、9月ということですが、その根拠として注目すべき種の確認時期の表を付けていただいています。指摘したカヤツリグサやラン科の植物のところを表で見ると、予定月よりずれた6月の方が確認しやすい時期であることが分かります。また、現地は標高が高い場所なので、植物相のフロラが一番発達するのが、7月末から8月のお盆前くらいにかけてですので、7月という予定になっていますが、8月上旬お盆の前の時期にも調査するように調整していただきたいのですが、いかがでしょうか。

コンサルタント
永 翁

分かりました。年によって違いもありますので、地元の情報も確認しながら、適切な時期に調査をしていきたいと思います。資料も舌足らずで申し訳ありませんでした。

片谷委員長

表では月ごとに四角いマークと黄色い帯で書かれていますが、こんなに厳密に6月30日になかったものが7月1日に突如として現れるものでもないと思います。特に、地元で調査を日常的にされている方の情報が一番有効だと思いますので、それを十分に活用してできるだけ有効なデータを集めていただくようお願いします。
他に大窪委員いかがですか。

大窪委員

27番について、予備調査の報告書のデータをお示しいただきありがとうございました。非常に重要な資料だと思います。まだ、全部読めていませんが、県の条例で保護指定種とされているサクラソウが湿原以外にも多数分布していることが分かります。報告書の26ページにも、湿原以外の草地にもまとまった群落を形成していることが記載されています。多数のサクラソウの個体群があるから開発していいという訳ではなく、県の条例で保護することが決められている指定種なので、積極的に保全していかないといけない場所だということのエビデンスにこの報告書になります。先ほど説明がありました諏訪市さんや茅野市さんの御意見にもありましたとおり、今回の方法書の中では湿地について積極的に保全していくということで調査を計画されていますが、県の条例で保護が決められているサクラソウ等のこの地域としての保全は非常に重要ですので、湿原以外にも水系の繋がりを保てるような形で環境影響の低減を図ることが重要であることを申し上げておきます。
また、県として、条例の保護指定種であるサクラソウという観点からの対応も必要だと思いますので、関係課での対応をお願いします。

片谷委員長

方法書段階でこれだけの予備調査の情報が出てくるのは、通常の案件ではなかなかない話であり、事業者さんの積極性を評価してよいと思っています。一方で、こういった情報があるので、方法書段階からこういう配慮をしておくべきであるという御意見を出していただいて、それを今後行われる調査と準備書に反映していただくという、よりアセスの有効性を高めるための情報でもあります。今日お気づきの点は大窪委員のように御発言いただきたいと思いますが、特に生物関係の担当の委員の皆様には、詳細に見ていただいて、今後の現地調査や準備書作成に反映すべき事項、配慮すべき事項への御指摘は、できるだけ次回までにお出しいただくようお願いします。
他の委員の方はいかがでしょうか。中村寛志委員お願いします。

中村寛志委員

24番については事後回答のとおりで、しっかりとチェックして、外来種が入ったり、種が入らないようお願いしたいと思います。
36番については、森林生態系が草原生態系に変わることをどのように評価していくかかなり難しいと思います。別紙3で調査計画概要を付けていただいており、昆虫については表9に記載がありますが、調査時期はこれでいいと思います。調査方法は、任意採取、ライトトラップ、ベイトトラップとなっていますが、生態系を評価する場合に鳥と同じように、昆虫でもトランセクト調査があります。技術指針マニュアルにも記載されていますが、一定のルートを決めて、そのルートの中で見つかった昆虫類をリストアップする手法です。事後調査のときに同じ場所で行うと定量的な比較が可能となりますので、任意採取をするときにルートを決めて行うような方法はとれないでしょうか。

コンサルタント
永 翁

そういった方法を現地調査でとらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

片谷委員長

たくさん意見を出された中村雅彦委員はいかがでしょう。

中村雅彦委員	<p>生物調査の報告書をありがとうございました。私自身もどんな鳥がいるのか、だいたいイメージがつかめました。39 ページの調査方法ですが、河川水辺の国勢調査で使われているラインセンサス法で行っていますが、今はポイント調査を行っています。この場所は、ラインセンサスも有効だと思いますが、ポイントを設定して調査を行う方法でないと、ここに重要な猛禽類がいるかどうかは把握できませんので、これから行う現地調査では是非追加してください。</p>
片谷委員長	<p>これから行う調査については別紙3に記載がありますが、鳥類についてはラインセンサス法、任意観察、定点観察法で行うようになっています。</p>
中村雅彦委員	<p>分かりました。他の意見については、要はこの計画が日本のメガソーラー建設のモデルになるような意識で行っていただきたいということです。</p> <p>31 番について、この事業については、生息地の分断化・細分化、生息地の減少が想定されます。それに沿った調査をしていただきたいという要望です。その場合に、36 番の中村寛志先生の意見の事後回答の中に「準備書の手続き作業のなかで作成予定の植生図をもとに」とありますが、現存する鳥の分布図も是非検討していただきたい。報告書の45 ページに注目すべき種の確認位置図がありますが、こうした図はすごく重要であり、植生図だけでなく、こうした分布図を作成して検討してください。</p> <p>それから、34 番、35 番で魚について書きましたが、県関係機関からも同様にたくさん指摘されています。この回答に記載されているように、特にイワナの関係はよろしく願います。</p>
コンサルタント 永 翁	<p>いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。植物だけでなく鳥などについても、調査で得られた生息地点情報をお示しして、適切な予測評価につなげていきたいと考えています。</p>
片谷委員長	<p>今、中村雅彦委員もおっしゃいましたが、この事業の規模や予定地の周辺の状況などからみて、おそらくこのアセスは全国的に非常に注目を集めることと思います。これから行われる調査についてもモデルケースとなるように、是非、そうした強い意識で取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p>陸委員お願いいたします。</p>
陸委員	<p>33 番について、別紙3で示していただいた調査方法で結構だと思います。この事業全体でこの規模で森林を伐採し、パネルを張るということになりますと、哺乳類に対しては非常に大きな影響になりますので、なるべく調査の段階で丁寧に分布、生息状況を確認していただき、パネルの設置や伐採など工事の際には十分配慮して、慎重に対応していただきたいと思います。それから、目撃や死体の発見なども記載されていますが、これらは調査頻度に依存しますので、できるだけ丁寧な調査をよろしく願います。</p>
コンサルタント 永 翁	<p>調査頻度について、フィールドサインは他の調査で確認できたものも含めて記載して、調査の幅を広げていきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
片谷委員長	<p>他の委員から何か御発言はありますか。亀山委員どうぞ。</p>
亀山委員	<p>植生図を作られることになっていますが、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場の全てに対して、直接的に大事なものになってきますので、できるだけ大縮尺で2500 分の1 くらいの植生図を御用意いただくようお願いいたします。湿地の問題も含めて、いろいろなことを考えていく上で、群落の変化を細かく分析することが必要ですから、植生図をできるだけ大縮尺で作っていただくことが必要だろうと考えています。</p>

片谷委員長 今の発言は要望ということでお願いします。
塩田委員は御都合により途中で退席されるとのことですが、何か御発言はありますか。

塩田委員 後段で議論するマニュアルのことについては、事務局に話をしておりますのでよろしくをお願いします。

片谷委員長 分かりました。小澤委員は何か御発言はありますか。

小澤委員 前回委員会を欠席したので、前回の関連以外で土壌汚染と水質に関する意見を言わせていただきます。その前に質問がありますが、方法書の180ページに土壌汚染に関する調査の計画が挙げられています。環境基準が設定されている項目ということで、調査項目については「(重金属等)」と表記されていますが、これは基準項目全てについて調査を行う想定でしょうか。あるいは、重金属等の中から選んでやるという想定でしょうか。

コンサルタント 永 翁 表の右の欄にも記載していますが、地歴調査の結果を踏まえて想定される適切な項目を選定していこうと考えています。

小澤委員 当該地域は自然地の中の非常に奥まったところですので、既存のデータがそんなにある訳ではないと思います。状況を把握する意味で、少なくとも1回は環境基準が設定されている全項目を調査した方がいいと思います。
水質についても、方法書の173、174ページで、基準項目として主に考慮されるのは生活環境項目でいいと思いますが、土壌と同じような観点からすれば、データがない中で、有害物に係る基準項目についても、最低1回は全項目について把握した方がいいのではないかと思います。

片谷委員長 何か今日の時点で御回答いただけることがあればお願いします。

コンサルタント 永 翁 ありがとうございます。これについては検討させていただきたいと思います。

片谷委員長 それでは次回御回答をお願いします。
全体を通して何か御発言があれば承ります。よろしいでしょうか。途中でも申し上げましたが、今回、かなり多くの資料を出していただいて、直近に配布された関係もありまして、まだ確認できていない委員の方もいらっしゃるかと思います。お気づきの点がありましたら、年度末でお忙しいことと思いますが、特に生物関係の方は3月22日までに御意見をメールで事務局にお寄せいただくようお願いします。そろそろこの審議も集約の方向に向かっていかなければなりませんので、追加の御指摘や御質問があれば3月22日までをお願いします。
では、特に御発言はないようですので、議事(1)については本日の審議を以上とさせていただきます。事業者の皆様方、長時間ありがとうございました。お願いしたことにつきましては、御対応をよろしくお願いいたします。
委員の皆様はこれから若干の休憩を取りまして、3時45分から再開したいと思います。

(休憩)

片谷委員長 それでは、議事の2番に進みます。「長野県環境影響評価技術指針マニュアルの改正」という議題です。では、事務局から資料5と6の御説明をお願いいたします。

まず、資料5の技術指針マニュアルの第1章「総論」をお願いいたします。技術指針については配慮書の導入も含めて既に改正していますが、技術指針マニュアルについては、配慮書の反映がまだなされていませんでしたので、今回、配慮書の部分の反映をした第1章の総論をお示ししました。配慮書手続の導入は今年の10月1日からとなりますが、条例の経過措置の中で、事業者が希望する場合は配慮書手続を10月1日以前でも前倒しで実施できるという規定を設けている関係で、前倒し実施する時の参考になるようにという意味で、技術指針マニュアルについても配慮書手続を記載したものを出したということです。

環境影響評価等の実施手順については、今まで「方法書の作成段階」から始まっていましたが、「配慮書の作成段階」を一番上に追加をいたしました。配慮書手続の中で、知事意見、住民意見等を受け、複数案を絞り込んだ上で方法書の手続に入っていく流れになっています。0-3ページから青字で書いてあるところが追加した部分、そして後半に出てきますが、赤字で取り消し線を引いてあるところが削除した部分となります。基本的にはこれまでの方法書の作成における事業計画の関係、あるいは予備調査の関係の内容を配慮書の部分に持ってきた形になります。それに加え、配慮書に係る記述は11月の技術委員会の時にマニュアルに追加する予定の内容をお示ししましたが、その内容について新たに追加をしたものです。まず、0-3ページの中ほどに「基本的考え方」があります。その中で、配慮書手続の実施時期について、1つ目の点の2行目からになりますが「事業の『位置・規模』又は『配置・構造』に係る複数案の設定が可能な時期から、『位置・規模』又は『配置・構造』が確定する前までに実施することが望ましい」と、できるだけ早期の実施が望ましいことをこちらに記載しています。その後の内容は、方法書から前に持ってきた形になります。0-5ページ、0-6ページはこの段階で明らかにすべき事業計画の内容ということで、これについても方法書の段階のものを前に持ってきましたが、その時点で決まっている内容について記載をしていただく、という位置付けにしています。

0-7ページですが、「位置等に関する複数案の設定」ということで、こちらは配慮書に関して新たに追加した内容になっています。この中で、複数案の優先順位として「基本的考え方」の最初の点ですが、「位置等に関する複数案の設定に当たっては、複数案は、重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きいと、位置・規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとする」として、構造・配置よりも位置・規模に対する複数案の設置を優先するという形をこちらに明記しています。

そして、0-8ページには位置・規模の複数案の設定について、例示を記載しています。これは、環境省で出している「技術ガイド」の資料をそのまま持ってきた形ですが、その中で、2番目の道路等の線事業の複数案に関して、複数のルート設定という形もありますし、幅を持ったルート帯からの絞込みも複数案に当たるということで、こちらは亀山委員から御質問、御意見をいただいた部分ですが、明記をいたしました。

次に、0-9から0-10ページは当該事業を実施しないこととする案、いわゆるゼロ・オプションについても含めるように努める、ということをお示しを0-9から0-10ページに記載しています。ゼロ・オプションを案に含めない場合はその理由を明らかにすることも記載をしています。

0-15ページから実際の配慮書段階での重大な影響のおそれのある環境要素の抽出等の記載事項です。こちらについては、特に私どもとして新たに付け加えている部分というのはなく、環境省の技術ガイドの記載を基本的に引用しています。0-17、0-18ページに「計画段階配慮事項に関する調査・予測及び評価の方法」について記載していますが、技術ガイドに沿った記載になっています。この中で、0-18ページ「基本的考え方」の、「①複数案の評価方法」の一番目の点、「評価は、複数案ごとの選定事項について環境影響の比較整理を行った上で、総括として複数案の環境影響に関する特徴を整理することが望ましい」ということで、総合評価のような形でまとめることが望ましいことを記載しています。3つ目の点では、通常、事業計画の絞込みに当たっては環境保全の見地からだけでなく、社会的経済面を加えた総合的な判断が行われる訳ですが、そのよう

な判断が行われた場合は方法書で明らかにすることが望ましいことを記載しています。

配慮書について追加をした部分は、0-18 ページまでになります。それ以降の1-2 は方法書の作成になりますが、赤字で削った部分は配慮書に持っていった部分です。追加した部分として、配慮書手続の内容を方法書以降の手続に活用する、いわゆる「ティアリング」についての記載を 0-19 ページの下に記載をしています。こちら、環境省で出している「技術ガイド」を引用しています。それ以降は配慮書に持っていった関係で、削除をした部分が方法書の変更内容になります。

0-28 ページから準備書の作成以降の手続になっていきますが、これ以降はほとんど修正をしていません。0-34 ページになりますが、環境保全措置を準備書において検討をする際に、「配慮書で複数案の検討を行ない、環境影響への回避・低減の効果を検討した場合は配慮書手続も含めて、それぞれの段階ごとに検討の内容を明らかにできるように整理すること」と配慮書手続についての内容を追加しています。

次に 0-52 ページをお願いします。こちらは、環境保全措置の検討結果を整理する部分です。先ほど申し上げた、配慮書手続が行われている場合にはその段階からの検討の経過を明示した形で整理する、という内容を加えています。

続いて、0-57 ページをお願いします。ここからが、関係書類の作成上の留意事項になります。こちら、方法書の作成から始まっていたのを「配慮書の作成」について、7-2 に追加をしています。この内容については、基本的に方法書に準じた形での記載を求めています。配慮書については作成する段階に幅がありますので、「様式例を参考に事業計画の熟度に合わせて作成する」という形で記載し、実際の計画の状況に応じて作成していただくイメージで考えています。

次に 0-59 ページですが、方法書の様式でいくつか追加をしています。こちらは一般的な方法書以降の作成と同様に図表等を用いて分かりやすい形にすることや、経緯を記載するなどの内容を追加した部分です。0-60 ページの囲みの中、方法書の最後のところですが、第4章に方法書作成の前に配慮書の手続が追加されたことに伴い、方法書の記載内容として配慮書手続の状況を記載することを追加いたしました。

以上が総論の記載の修正についての概要です。基本的には方法書での記載内容を前に持ってきたということと、配慮書段階での記載内容については、以前御説明した内容を盛り込んで追加をいたしました。

続いて、資料6「生態系」になります。こちらについては、13-3 ページ、中ほどの「(3) 予備調査の範囲」で、配慮書の段階では「事業実施区域」が「事業実施想定区域」という言い方になりますので、配慮書の予備調査も含めた書き方として、これは生態系だけでなく大気質など全ての環境要素の記載について「事業実施(想定)区域」に修正し、配慮書段階にも対応出来るようにしています。

次に 13-17 ページをお願いします。事後調査の部分で、1月の改正で事後調査の生態系の手法として、「(3) 事後調査の方法」の2番目の点、「種構成、個体数の変化を評価する際には、多様度指数や類似度指数を用いた定量的な解析を検討する」ということを記載しましたが、今回、中村寛志委員に 13-18 ページ以降の参考資料を作成していただきました。この中で、多様度指数や類似度指数を用いた定量的な解析手法について、得られたデータの内容ごとにどのような手法があるか、まとめていただきましたので、こちらを参考にしながら事後調査における定量的評価を実施するという形で追加いたしました。生態系については以上です。

最後に、塩田委員から騒音の関係の御意見をいただいております。環境省で風力発電施設から発生する騒音等への対応について中間とりまとめを公表しましたが、その中では「低周波音」の中で特に低い周波数の領域である「超低周波音」を独立させ、「騒音」と「超低周波音」という形で区分しています。現在のマニュアルでは「騒音」と「低周波音」で区分していますので、低周波音の記載を騒音の領域と超低周波音の領域に分ける作業が必要となりますが、すぐにできる内容ではないので、塩田委員と相談しながら検討をさせていただいた上でお話ししたいと考えています。私からの説明は以上です。

片谷委員長	<p>ありがとうございました。では、今説明いただいた資料5と資料6について、御質問や御意見を承ります。</p> <p>お気づきかもしれませんが、資料5の0-58 ページ以降、7章で7-2が追加された関係で後ろの番号が順送りされていないので修正をお願いいたします。</p>
事務局 仙波	<p>すみませんでした。修正いたします。</p>
片谷委員長	<p>何かお気づきの点がありましたら、御発言お願いいたします。 鈴木委員どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>質問をさせていただきたいのですが、具体的な例で今日の四賀ソーラーの案件では複数案は出ていませんが、盛土がある、なしという複数案だとすると、盛土を行なわなかった場合、様々な問題が解決されます。四賀ソーラーの案件は盛土を作る、作らないという複数案にはならないのでしょうか。</p>
事務局 仙波	<p>まず、四賀ソーラー事業の方法書の提出時点では、まだ配慮書手続はありませんので、配慮書の手続という意味での複数案ではありません。</p>
鈴木委員	<p>四賀ソーラーについては、今、方法書の段階ですよ。配慮書がなく方法書から入っていますので、配慮書だとすると複数案の議論が出来たはずですよ。</p>
事務局 仙波	<p>現在の仕組みの中でも、方法書の段階で複数案を示していただき、議論をしていただくことも可能にはなっていますが、事業者の考えとしては方法書を作成する段階では盛土を行うという1案となります。事業計画の変更として一定以上の変更が行われた場合には方法書からやり直す規定もありますが、今回の盛土計画の変更がそれにあたるかという、事業計画地の位置や規模の変更ではないので、やり直しが必要な変更には当たらないと考えます。大きな変更があった場合は、事前に関係する委員の方だけでも内容を確認していただき、意見を述べるタイミングを作るなど、制度上決められている方法以外で対応するしかないのではないかと考えています。</p>
鈴木委員	<p>盛土計画がなくなれば調査をする項目もかなり減ると思います。そこを上手く言う方法はないのでしょうか。</p>
片谷委員長	<p>制度上は事務局から説明があったように、複数案という図書上の扱いをしていないのをダメだとは言えない状況にあります。ただ、先ほどの審議の中で私が事業者に言ったように、もし、計画が大きく変わる場合にどのような取扱いになるのかは、事務局と良く相談をして対処をしてほしいという中に、環境負荷や調査方法が大きく変わるという内容が含まれていれば、やはり関係する委員の意見を聴取していただいた方が良いと思います。条例上定められた手続ではありませんが、それを事業者が嫌がった場合、方法書から出し直しになっても文句は言えません。必要な対処はしていただき、盛土計画がなくなれば鈴木委員の御発言にあったように、環境負荷のレベルがかなり変わり、調査の中身も変わってきます。少なくともアセスの調査予測評価をする負担は減ります。事業者から相談があれば事務局で適宜、必要な対応を取っていくのだらうと思います。今後、配慮書制度が施行された後で発生する案件では、配慮書の作成段階で、事務局から複数案を立てる指導をすることは可能です。施行後はそのような対応になっていくと思います。</p> <p>梅崎委員どうぞ。</p>
梅崎委員	<p>今の四賀ソーラーの案件を例に取って言いますと、議事の中でも言いましたが、盛土</p>

の管理をいつまでするのかと仰うこと。コスト面でも盛土をずっと管理することを考えると、やはり別の案が良いという場合も出てくると思います。ですから、その辺りをもう少し話し合っただけならばと思います。以前のマニュアル改正の検討の時にも意見を述べましたが、撤去後や事業後のことをどこまで記載しているのかと関係してくると思います。どこまで責任を持つのかという義務の問題です。

片谷委員長

私の知る範囲で、メガソーラー事業で事業を終了し、撤去したと言う例はまだないと思います、しかも今回のように山の中に作った例はますます少ないですから、前例は無いと思います。あのような事業で仮に数十年後に撤去した後に盛土だけが残っているというのはやはりリスクがあります。このような問題は今後考えていかないといけませんし、アセス条例の中でやる話なのかも分かりません。事務局はどう思いますか。

事務局
仙波

今回、供用後についても予測評価の対象にするというのは、マニュアル上明記をいたしました。それは、固定価格買取制度の期間が限られていることから、FIT終了後のメガソーラーのアセスを視野に入れたためです。例えば、知事意見の中で述べていくというのはアセスの手続でも十分あるのではないかと思います。今回、すぐに止める予定はないという事業者の話ですが、今日御議論をいただいた、盛土や調整池の管理の話というのはずっと付いて回る話ですから、個人的にはその辺りも含めて少し検討しても良いのではないかと考えています。

片谷委員長

発電をしている間は当然管理責任はありますが、廃止をした後と言うのは制度上なかなか難しいです。

梅崎委員

供用時の管理も大変だと思います。連続観測や特に豪雨の時の対応など、その辺りをはっきりと分かって計画を立てているということを明示していただければ良いですし、どこまで責任を義務付けられているかだと思います。

片谷委員長

少なくともアセス条例上の管理責任の義務付けというのはありません。アセス条例は環境保全をする条例です。しかし、当然県がアセスを通した事業となればアセスサイドも責任が全くないとは言えません。今後、そのような配慮が必要になってくる案件が増えていきそうですが、今回メガソーラーが対象となったことで今までのアセスの枠組みとは違うことがいろいろと出てきています。これはこの委員会の責務でもあります。

話がずれてしまいましたが、このマニュアル案についてなにか御発言はありますか。中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

私が書いた参考の資料ですが、今まで生態系は指標種や重要種で評価をしていたので、群集生態と環境評価と言う切り口で解説をしました。1つ御相談があります。最後の参考文献の所で、信州大学の季刊リポジトリのダウンロードのURLを記載しました。現在はリンクしていますが、私が退官後に消えてしまうかもしれません。取り扱いはどうにしたら良いでしょうか。

片谷委員長

信州大学のサイトですか。

中村寛志委員

そうです。

片谷委員長

これはNII（国立情報学研究所）のサイトなので、NIIはどうなりますか。

鈴木委員

今後、変わる可能性もありますし、中村先生が退官後に大学が消してしまえば無くなってしまいます。論文の名前で検索できますし、論文名は永久に残りますからURLはいらないと思います。

片谷委員長	学会誌の起用ですから、2000年、2010年は全てオンライン化をしていないと思いますので、信大の図書館に本も残っていると思います。
梅崎委員	それが事務局に本を寄贈されたらどうですか。
片谷委員長	事務局に保管場所はありますか。
事務局 仙波	参考文献を保管している場所がありますので、ダウンロードした印刷物を事務局でも保管し、問い合わせがあれば提供ができる形にして URL は削除します。
片谷委員長	<p>そうしましょう。ただ、学会誌は大丈夫ですが、最後は単行本になりますので、1章だけなら良いですが著作権法に触れないように注意してください。今回、中村寛志先生がボランティアで書いていただいたということで、ありがとうございます。</p> <p>他になにかお気付きの点がありましたら、御発言ください。こちらはまだ、全て確認できていませんので、気づいた点があれば3月22日までに事務局あてでよろしいですか。</p>
事務局 仙波	はい。御意見をいただいて調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
片谷委員長	<p>では、今日の時点でお気付きの点の御発言がありましたらお願いいたします。</p> <p>御発言がなければ、お気付きの点は3月22日までにお寄せいただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、(3)「その他」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 仙波	<p>御手元の技術委員会委員あての環境部長からの通知を御覧ください。今回「東京中部間直流幹線(仮称)新設工事事業 環境影響調査方法書」を御手元にお配りしています。こちらは、今回条例改正で「送電線路の設置」として新たに条例の対象事業となったものです。風力発電の時もそうでしたが、新たに対象となった事業に対して、それまで一定の手続が行われている場合は配慮が必要なことから経過措置を定めています。一定水準の自主的な方法書に基づいて調査が行われている場合には、方法書手続を実施したものとみなす旨の経過措置です。</p> <p>今回の事業は岐阜県の高山市から松本市、朝日村、山形村まで、朝日村に新信濃変電所という60Hz、50Hzの周波数変換をしている所がありますが、そこまで繋げる全体が90km、長野県内が40kmとなる事業です。この事業について、岐阜県では送電線路を以前からアセスの対象としており、岐阜県側は中部電力が今アセス手続を行っている状況です。長野県側も方法書を平成26年に作成して自主的に調査を実施していますが、岐阜県の方法書に準じて作成されているものであり、関係市町村や関係住民にも意見を聴きながら調査地点等も設定している部分もありますので、今申し上げた経過措置を適用して、方法書手続については終了したとみなして、準備書以降の手続をアセス条例に基づいて今後、進めていくことにしましたので御承知おきください。現在調査を実施していますので今年の秋以降に準備書が提出され審査をいただくようになると思います。その際には現地調査等を実施しながら審査をいただく形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。また、通常の方法書と同じ扱いで、今後、県のホームページにも載せ、以降条例に則った手続を進めていく考えです。事務局からは以上です。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございました。経過措置案件になりますが、なにか御質問等ありましたら、ご発言ください。</p> <p>長野県の場合は経過措置ですが、このような方法書手続を省略する制度を持っている</p>

自治体もあります。アセス制度自体の合理化の側面もあり、長野県は条例改正で今まで足りない部分を補ったところではあります。事業の種類によって、制度を簡略化して適用する動きも全国的に見るといくつかあります。長野県は経過措置の期間が終わったら起こらないことですが、将来的には簡略化したアセスも検討対象に成り得るのではないかと思います。アセスメント学会でもミニアセスや自主アセスの話題もしばし出てきます。長野県の場合、市町村でミニアセスのような方向の動きは具体化していますか。

事務局
仙波

ミニアセスという観点で具体化しているものは無いと思います。大規模な太陽光発電を対象事業にする時も御説明しましたが、アセスの対象にならない事業に対して、市町村が手続を定めて条例や要綱等に対応していく動きはあります。その中でミニアセスのような手続も今後出てくる可能性はあります。

片谷委員長

ソーラーや小水力等は、長野県の場合どうしても自然への影響がありますので、今後、県レベルではなく市町村レベルで対応することも出てくると思いますし、先の話になると思いますが、県でも小規模の事業に対する簡略化されたアセスの制度のような話も出てくる可能性もあるのではないかと個人的には思っています。

では、東京中部間直流幹線（仮称）新設工事事業の件は御了解いただけただということによろしいでしょうか。これは特例として準備書から審査が始まります。現地視察はいつ行いますか。

事務局
仙波

現地視察は準備書の審査の段階でお願いします。

片谷委員長

分かりました。では、本日審議すべき事項は終了いたしました。追加で御質問、御意見等がありましたら、3月22日（火）中にメールで事務局へ提出していただくよう、お願いいたします。

次に、今後の審議予定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波

今後の審議予定ですが、平成28年度第1回技術委員会を4月22日（金）の13:30から県庁西庁舎301号会議室で開催し、諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の第4回審議を引き続きお願いします。次回は技術委員会意見のとりまとめに向けた議論もお願いする予定です。

開催通知については追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、先ほど委員長からもお話があったとおり、諏訪市四賀ソーラー事業方法書及び技術指針マニュアルについて追加の御意見等がありましたら、3月22日（火）までに事務局あてメールでお寄せいただくようお願いいたします。諏訪市四賀ソーラー事業については、追加でいただいた御意見についても事業者の見解等を確認し、次回委員会の資料とさせていただきます。事務局からは以上です。

片谷委員長

何か御質問、御発言はありますか。では、特に御発言もないようですので、以上を持ちまして議事を終わらせていただきます。事務局にお返しいたします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会をこれで終了します。
ありがとうございました。